## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年7月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県	
3. 市区町村名	奈良市	
4. 届出番号	13	
5. 独自利用事務の事例番号	65-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/6/7200.html	

執行機関名 奈良市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第4号) によるひとり親家庭等の配偶者のない者及び児童に対する医療費の助成に関する 事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第42号)第4条第1項別表第1第6の項奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第4号)によるひとり親家庭等の配偶者のない者及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第4号) 第1条
		第1条 この条例は、 <u>ひとり親家庭等</u> に対して医療費の一部を助成し、もつてひとり 親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則